

検定基準の改正: 1級建築施工管理 〔施工技術検定規則 別表第一より抜粋・加筆〕

改正前

改正後

※赤字: 主要な変更点

試験区分	試験科目	知識能力	試験基準	解答形式
学科試験	建築学等	知識	1 建築一式工事の施工に必要な建築学、土木工学、電気工学、電気通信工学、及び機械工学に関する一般的な知識を有すること。 2 設計図書に関する一般的な知識を有すること。	四肢一択 (マークシート)
	施工管理法	知識	建築一式工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること。	
	法規	知識	建設工事の施工に必要な法令に関する一般的な知識を有すること。	

検定区分	検定科目	知識能力	検定基準	解答形式
第一次検定	建築学等	知識	1 建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な建築学、土木工学、電気工学、電気通信工学及び機械工学に関する一般的な知識を有すること。 2 建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。	四肢一択 (マークシート)
	施工管理法	知識	1 監理技術者補佐として 、建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。	五肢二択 (マークシート)
		能力	2 監理技術者補佐として 、建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。	
	法規	知識	建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。	四肢一択 (マークシート)

実地試験	施工管理法	能力	1 建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。 2 設計図書に基づいて、工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる高度の応用能力を有すること。	記述

第二次検定	施工管理法	知識	1 監理技術者として 、建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。	五肢一択 (マークシート)
		能力	2 監理技術者として 、建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。 3 監理技術者として 、設計図書に基づいて、工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる高度の応用能力を有すること。	記述

※第一次検定及び第二次検定の両方の合格に求められる水準は、改正前の技術検定に求められる水準と同様